

《保育所等利用選考基準》

類型	区分		区分 (保育できない理由・状況)	保育 指数	優先 順位		
(1) 家庭外労働	外勤	常勤	事業所に常時雇用されている者	9	2		
	パート	1日8時間以上		時給、日雇いの雇用形態で、常勤と比較して労働時間が短い者(その他の不安定就労者の場合はその勤務時間の実態による。)	9	2	
		1日6時間以上			7	4	
		1日4時間以上			6	5	
	自営業	本人		居宅外の自営業で中心者である者	9	2	
		協力者	1日8時間以上		居宅外の自営業で協力者である者	8	3
			1日6時間以上			7	4
	1日4時間以上		6	5			
	農業	1日8時間以上		農作業に従事している者	8	3	
		1日6時間以上			7	4	
		1日4時間以上			6	5	
	(2) 家庭内労働	自営業	本人		居宅内の自営業で中心者である者	9	2
協力者			1日8時間以上		居宅内の自営業で協力者である者	7	4
			1日6時間以上			6	5
			1日4時間以上			5	6
内職		1日8時間以上		家計補助を目的として、メーカー、問屋又は直接需要者から頼まれて、自宅内で物品の製造加工に日々従事する者	6	5	
		1日4時間以上			5	6	
(3) 母の出産等	出産		出産予定月を含む前後3ヶ月	9	2		
	育児休業を終了した場合		育児休業期間終了後、職場復帰をする者	9	2		
(4) 疾病等	疾病入院		母の概ね1ヶ月以上の入院	10	1		
	居宅療養	常時病床		疾病の為、概ね1ヶ月以上常時病床	10	1	
		精神結核		医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8	3	
		一般療養		医師が概ね1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断した者	6	5	
		その他		疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する者	3	7	
(5) 看護・介護等	心身障害	1、2級		身体障がい者手帳又は愛護手帳を所持する者及び同程度と判断できる者	10	1	
		A、B			10	1	
		3級			7	4	
		4級以下			5	6	
	病人の看護等	入院の付添		概ね1ヶ月以上親族の入院の付添いに当たっている者	10	1	
		居宅内看護・介護		同居の家族の長期居宅療養等看護・介護に当たっている者	6	5	

		心身障害者の看護	心身障がい児(者)の介護、通園、通院、通学等に当たっている者	10	1
		寝たきり老人の介護	同居の祖父母等寝たきり老人の介護に常時当たっている者	10	1
(6) 家庭の災害	家庭の災害		火災、風水害等で家屋が失われ、復旧に当たる者	10	1
(7) 求職活動	勤務先確定		既に勤務先が内定している者	6	5
	勤務先未確定		就職活動中である者 (※3ヶ月を限度とする)	3	7
(8) 就学	就学		職業訓練校、専門学校、大学等に就学している者	7	3
(10) 虐待・DV	虐待・DV		虐待・DVにより、特に保育が必要と認められる者	※	※
(1)～(8)の事由のほか、町長が保育が必要であると認める状態にあるもの				※	※
調整基準	世帯の事情による加算・減算	母子家庭	父の死亡、離別、行方不明、拘禁	+5	
		父子家庭	母の死別、離別、行方不明、拘禁	+5	
		生保家庭	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	+5	
		兄妹姉妹の入所	既に兄弟姉妹が入所している者	+3	
		延長保育	勤務時間が延長保育を必要とする者	+3	
		地域型保育事業利用者	小規模保育事業等の地域型保育事業を卒園した者	+3	
		祖父母等と同居	60歳未満の祖父母等同居の親族が、子どもの保育ができない正当な理由がない者	-2	
	就労日数による加算・減算	月20～23日	月の平均就労日数	-1	
		月16～19日		-2	
		月15日以下		-3	

備考

- (1)～(9)の「保育を必要とする事由」に対応する保育指数の高い者から順次利用の承諾をする。
- 調整基準に該当する場合は、その該当事由に対応する保育指数を1に合算するものとする。
- 保育指数の値が等しくなったときは、優先順位のの高い者から利用の承諾をする。その際、利用者負担(保育料)の滞納があるときは、優先順位を下げるものとする。
- ※については、当該児童及びその世帯の状況に応じて判断する。